

答 申

1 審査会の結論

諮問第 8 1 号案件「障害のある児童生徒の学校生活における保護者等の付添いに関する実態調査に係る調査票」について、一部開示とした決定により非開示とした部分のうち、「調査票：小学校用（「総票」）」及び「調査票：中学校用（「総票」）」の「1. 保護者等の付添い人数」欄の内訳の記載部分については開示すべきである。その他の部分について非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件の異議申立ては、平成 27 年 12 月 18 日付けで異議申立人（以下「申立人」という。）から世田谷区教育委員会に対し異議申立書が提出され、同日に受理された。

趣旨は、世田谷区情報公開条例（平成 13 年世田谷区条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った「障害のある児童生徒の学校生活における保護者等の付添いに関する実態調査に係る調査票」の行政情報開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区教育委員会が平成 27 年 12 月 16 日付けで行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

申立人が、異議申立書及び意見陳述によって主張している異議申立ての主な理由は、次のとおりに要約される。

ア 実施機関は、本件の対象行政情報に個人に関する情報が含まれているとしているが、全体の総数や項目別の数といった数字の部分に関しては、特定の個人が識別される情報ではなく、また、個人の利益を害するおそれのない情報である。

イ 障害児が普通に学校に通うに当たり保護者が付き添いを求められる現状がある。我々はその状況を打破したく、そのための一つの資料として、今回の情報開示請求を行ったが、実際に出てきた情報が、総数のみの開示となっており、その中身が全くわからない状況であった。今回の情報は我々の活動に必要な情報であり、それを公にされないという事は、我々の利益、権利を害することとなり、条例第 1 条がいう信頼関係の下に公正で開かれた区政という条例の目的に反する。

ウ 文部科学省の全国調査の結果、都道府県別の内訳や概要が公開されていることや、大阪府では町村別の内訳が開示されていることから、今回の世田谷区教育委員会の判断は錯誤及び越権である。

3 異議申立てに対する実施機関の説明

実施機関は、本件処分の理由として、本件請求対象文書の一部は、条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当すると判断している。

実施機関が、本件処分により非開示とした部分を含む文書について、理由説明書及び口頭による説明で主張している内容は、次のとおりに要約される。

本件請求対象文書は、「調査票：小学校用（「総票」）」、「調査票：小学校用（「その他」の記入欄シート）」及び「調査票：中学校用（「総票」）」の三点である。部分ごとの非開示理由は、以下のとおりである。

ア 「調査票：小学校用（「総票」）」のうち、小学校名の記載部分

調査当時64校あった世田谷区立小学校のうち、当該部分に記載されている小学校は19校である。この19校の小学校名を開示した場合、保護者等の付き添いを伴っている児童の人数がそれぞれ少数であることから、学校関係者や保護者等の有する情報と小学校名を合わせれば、付き添いを伴っている児童について特定の個人を識別することができる。したがって、当該部分は、条例第7条第2号に該当すると判断し、非開示とした。

イ 「調査票：小学校用（「総票」）」のうち、「1．保護者等の付添い人数」欄の内訳の記載部分並びに「2．医療的ケアを伴う付添い」及び「3．医療的ケアを伴わない付添い」欄の記載部分

当該部分は、条例第7条第2号に該当すると判断し、非開示とした。理由は、以下のとおりである。

「保護者等が医療的ケアを行っている件数」は世田谷区全体でも非常に少数であることから、学校関係者や保護者等の有する情報と当該情報を合わせれば、特定の個人を識別することができる。さらに、障害のある子どもを持つ保護者にとっては、当該情報が他人に知られても構わないという性質の情報という訳では必ずしもない。保護者が子どもに対して発達障害があることを告知していない場合には、障害のある子ども本人が本調査結果を知るケースも考えられ、この場合、その子どもが精神的にショックを受け二次障害等の深刻な事態を招くおそれがある。加えて、周囲の保護者及び子どもたちが本調査結果を知ったときに、周囲の保護者及び子ども達が障害のある子どもに対してどう接したらよいか分からなくなるなど、これまでの関係性に亀裂を生じさせ、ひいては学校側の周囲の保護者及び子どもへの対応についても非常に苦慮することとなるおそれがある。その結果、障害のある子どもが地域社会で生活しづらくなる可能性やいじめに発展する可能性もある。

ウ 「調査票：小学校用（「その他」の記入欄シート）」

当該文書には、保護者の付き添いの実態及び精神状態並びに子どもの障害の状態について詳細に記載されており、学校関係者や保護者等の有

する情報と合わせれば、付き添いを伴っている児童について、特定の個人を識別することができる。したがって、条例第7条第2号に該当すると判断し、非開示とした。

エ 「調査票：中学校用（「総票」）」のうち、中学校名及び「1．保護者等の付添い人数」欄の内訳の記載部分並びに「2．医療的ケアを伴う付添い」及び「3．医療的ケアを伴わない付添い」欄の記載部分

調査当時29校あった世田谷区立中学校のうち、当該部分に記載されている中学校は1校のみである。この情報を開示した場合、学校関係者や保護者等の有する情報と合わせれば、付き添いを伴っている生徒について、特定の個人を識別することができる。したがって、条例第7条第2号に該当すると判断し、非開示とした。

4 審査会の判断

審査会は、申立人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

（1）本件請求対象情報について

本件請求対象情報は、「障害のある児童生徒の学校生活における保護者等の付添いに関する実態調査に係る調査票」である。そして、その内訳は、「調査票：小学校用（「総票」）」、「調査票：小学校用（「その他」の記入欄シート）」及び「調査票：中学校用（「総票」）」の三点と認められる。

（2）条例第7条第2号の該当性について

本件処分において、実施機関は、非開示部分が条例第7条第2号に該当するとしているため、本件請求対象情報として認められる「調査票：小学校用（「総票」）」、「調査票：小学校用（「その他」の記入欄シート）」及び「調査票：中学校用（「総票」）」の三点のうち、非開示部分について、それぞれ判断する。

ア 「調査票：小学校用（「総票」）」のうち、小学校名の記載部分

当該部分には、区立小学校に通う障害のある児童のうち、保護者等が付添いを行っている小学校の名称が記載されている。当該部分に記載されている小学校は少数の特定の小学校であることや保護者等の付き添いを伴っている児童の人数も限られていることから、当該情報を開示することにより、当該児童を識別することができる。

したがって、当該部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号に該当すると認められる。

イ 「調査票：小学校用（「総票」）」のうち、「1．保護者等の付添い人数」欄の内訳の記載部分

実施機関は、当該部分が、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号に該当するため、非開示としたと説明する。

これに対し、申立人は、当該部分は単なる数字の列挙であり、文部科学省の全国調査結果においても開示しているため、個人を識別し得ないとして、開示を求めている。

当該部分には、障害のある児童の付添いを行っている保護者等の人数が記載されているが、小学校名の部分を除いて当該部分を開示すれば、これにより特定の個人を識別することはできない。さらに、学校関係者や保護者等、保護者等の付添い人数を知っている者が、保護者等の付添い人数の開示により、学校及び当該児童を特定できるとしても、それらの学校関係者や保護者等からすれば当該児童の特定は既知の情報であり、開示することにより新たな権利侵害が生じるとはいえない。

したがって、当該部分のうち、小学校名を除いた部分については、条例第7条第2号に該当せず、開示すべきものと判断する。

ウ 「調査票：小学校用（「総票」）」のうち、「2．医療的ケアを伴う付添い」及び「3．医療的ケアを伴わない付添い」欄の記載部分

実施機関は、当該部分が、特定の個人を識別され得る情報又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第2号に該当するため、非開示としたと説明する。これに対し、申立人は、文部科学省及び世田谷区よりも人口の少ない地域においても内訳については開示しているとし、申立人の活動に必要な情報として開示を求めている。

当該部分には、障害のある児童の付添いを行っている人数のうち、医療的ケアを伴う又は医療的ケアを伴わない付添いの人数及びその実態をグループ分けした際の人数が記載されている。そして、当該部分は、付添いを行っている人数を学校ごとに分けて記載しているが、各学校の付添い人数が少数であることから、学校名を明らかにしていないとしても、当該児童を識別することができる。さらに、当該児童が識別されないとしても、医療的ケアの付添いの有無や発達障害の有無といった個人の心身に関する情報は、当該児童にとっては、必ずしも他人に知られても構わないという性質のものではなく、公にすることにより、当該児童のプライバシーを侵害するおそれがある。

したがって、当該非開示部分は、特定の個人を識別することができる情報、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第2号に該当すると認められる。

エ 「調査票：小学校用（「その他」の記入欄シート）」

実施機関は、条例第7条第2号に該当するため、非開示としたと説明する。これに対し、申立人は、当該部分は、文部科学省により開示されていることや申立人の活動に必要な情報であることを理由に開示を求めている。

当該文書には、障害のある児童に対し付添いを行っている区立小学校ごとに、児童の障害の症状や付添いの状況、関係者の意見等が具体的に記載されている。したがって、記載の内容によっては、当該児童が識別される。さらに、当該児童が識別されないとしても、障害の症状や付添いの状況という個人の心身に関する情報は、当該児童にとっては、必ずしも他人に知られても構わないという性質のものではなく、公にすることにより、当該児童のプライバシーを侵害するおそれがある。

したがって、当該非開示部分は、特定の個人を識別され得る情報又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第2号に該当すると認められる。

オ 「調査票：中学校用（「総票」）」のうち、中学校名の記載部分

当該部分には、区立中学校に通う障害のある生徒のうち、保護者等が付添いを行っている中学校の名称が記載されている。当該部分に記載されている中学校は一つしかないことや保護者等の付き添いを伴っている生徒の人数が一人であることから、当該情報を開示することにより、当該生徒を識別することができる。

したがって、当該部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号に該当すると認められる。

カ 「調査票：中学校用（「総票」）」のうち、「1．保護者等の付添い人数」欄の内訳の記載部分

実施機関は、当該部分が特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号に該当するため、非開示としたと説明する。これに対し、申立人は、当該部分は単なる数字の列挙であるから特定の個人を識別することはできないし、文部科学省の全国調査結果においても開示しているので、開示を求めている。

当該部分には、障害のある生徒の付添いを行っている保護者等の人数が記載されている。中学校名の部分を除いて当該部分を開示すれば、これにより特定の個人を識別することはできない。さらに、当該部分に記載されている中学校は一つしかないことや保護者等の付添いを伴っている生徒の人数が一人であることから、学校関係者や保護者等で保護者等の付添いの事実を知っている者が、保護者等の付添い人数の開示により、学校及び当該生徒を特定できるとしても、それらの学校関係者や保護者等からすれば当該生徒の特定は既知の情報であり、開示することにより新たな権利侵害が生じるとはいえない。

したがって、当該部分のうち、中学校名を除いた部分については、条例第7条第2号に該当せず、開示すべきものと判断する。

キ 「調査票：中学校用（「総票」）」のうち、「2．医療的ケアを伴う付添い」及び「3．医療的ケアを伴わない付添い」欄の記載部分

実施機関は、当該部分が、特定の個人を識別され得る情報又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第2号に該当するため、非開示としたと説明する。これに対し、申立人は、文部科学省及び世田谷区よりも人口の少ない地域においても内訳については開示しているとし、申立人の活動に必要な情報として開示を求めている。

当該部分には、区立中学校に通う障害のある生徒の付添いを行っている人数のうち、医療的ケアを伴う又は医療的ケアを伴わない付添いの人数並びにその実態をグループ分けした際の人数が記載されている。当該部分は、付添いを行っている人数が学校ごとに分けて記載されているが、世田谷区立中学校全体において付添いを行っている人数が一人であることから、中学校名を明らかにしていなくても、当該生徒が識別されるものである。さらに、当該生徒が識別されないとしても、医療的ケアの付添いの有無や発達障害の有無といった個人の心身に関する情報は、当該生徒にとっては、必ずしも他人に知られても構わないという性質のものではなく、公にすることにより、当該生徒のプライバシーを侵害するおそれがある。

したがって、当該非開示部分は、特定の個人を識別され得る情報又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第2号に該当すると認められる。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 付言

条例第12条第1項は、「実施機関は、第10条各項の規定により開示請求に係る行政情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定している。

本項は、説明責任を全うする観点と行政手続条例の趣旨から、行政情報の開示請求に対し、全部又は一部を非開示とする決定をした場合は、必要にして十分な理由の提示がされなければならないことを定めたものである。

本件処分においては、理由の付記として条文をそのまま引用しており、必要にして十分な理由の提示がなされているとはいえない。

今後、実施機関においては、該当する非開示条項及び当該条項を適用する理由について、専門的な知識を有していない人にも十分に理解できるよう、分かりやすく記載することに努めていただきたい。

6 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
平成 28 年 1 月 21 日	世田谷区教育委員会から諮問を受けた。 (諮問第 81 号)
平成 28 年 2 月 16 日	(平成 27 年度第 8 回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・申立人から意見の陳述を受けた。
平成 28 年 4 月 19 日	(平成 28 年度第 1 回審査会) ・実施機関から説明を受けた。
平成 28 年 5 月 23 日	(平成 28 年度第 2 回審査会) ・実施機関に文書の提出を求め、諮問事項を審査した。
平成 28 年 6 月 16 日	(平成 28 年度第 3 回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
平成 28 年 7 月 21 日	(平成 28 年度第 4 回審査会) ・実施機関に文書の提出を求め、引き続き諮問事項を審査した。
平成 28 年 10 月 20 日	(平成 28 年度第 6 回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
平成 28 年 11 月 11 日	世田谷区教育委員会に答申した。